

安平町告示第15号

次のとおり公募型プロポーザル随意契約を実施するので、安平町委託業務発注に係るプロポーザル実施要綱（平成19年告示第87号）第5条の規定に基づき告示する。

令和4年2月22日

安平町長 及 川 秀一郎

地方創生推進シティプロモーション事業運用業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務名

地方創生推進シティプロモーション事業運用

2. 趣旨

この実施要領は、地方創生推進シティプロモーション事業として位置付ける「エリア放送番組制作」「町公式SNS等運用」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、高度な創造性、専門的な技術及び分析能力、そして豊富な知見を有する事業者等を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3. 実施内容等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (2) 履行期間 | 令和5年3月31日 |
| (3) 提案上限額 | 12,789千円（消費税額を含む）※10%で算定すること
内訳）
エリア放送番組制作11,445千円
町公式SNS等運用 1,344千円 |
| (4) 留意事項 | 本事業は、契約候補者を選定するために行うものであり、安平町議会において予算が議決されなかった場合には、事業を実施しないことがある。 |

4. 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、受託候補者選定委員会が行う。

5. 受託候補者の要件

次の要件を全て満たし、当該業務に熱意を持ち、安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 令和3・4年度の安平町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安平町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成18年告示第15号）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき公正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び道税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (6) 積極的かつ柔軟に対応できる者であること。

6. スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 実施要領等の告示 | 令和4年2月22日（火） |
| (2) 質問書提出期間 | 同年3月1日（火）から3月4日（金）まで |
| (3) 質問回答 | 同年3月11日（金）までに随時回答 |
| (4) 提出意思確認書提出期限 | 同年3月16日（水） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 同年3月16日（水） |
| (6) プレゼンテーション | 同年3月18日（金）頃予定 |
| (7) 審査結果通知 | 同年3月23日（水）頃通知 |
| (8) 業務着手 | 同年4月1日（金）予定 |
| (9) 運用開始 | 同年4月1日（金）予定 |
| (10) 業務完了 | 令和5年3月31日（金） |

7. 提出意思確認

提案書の提出意思がある場合は、期限までに提出意思確認書（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出期限 上記 午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送

8. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点があるときは、次により任意書式で作成した質問書を提出すること。なお、質問に対する回答は、回答が整いしだい速やかに行うも

のとし、質問回数は最大で2回までとする。

(1) 提出期限 上記午後5時まで

(2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール (kouhou@town.abira.lg.jp)

※電話及び口頭での質問には応じない。

(3) 回答方法 質問に対する回答は、受け付けた質問の要旨とその回答を郵送又は電子メールにより行う。また、公平性を確保する観点から、安平町ホームページへ掲載する。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出意思確認書を提出した者は、期限までに企画提案書（様式第2号）1部に、次に掲げる書類を添付して提出すること。

提出書類	説明等
① 提案資料	別添内容にて作成すること。
② 制作物	<ul style="list-style-type: none">・本業務における品質を担保するオリジナル制作の動画（過去制作物の提出可※5分程度のを想定）・本業務における品質を担保するオリジナル制作のフェイスブック投稿（過去制作物の提出可）・本業務における品質を担保するオリジナル制作のインスタグラム投稿（過去制作物の提出可）・その他
③ 主な業務実績・経歴	<ul style="list-style-type: none">・類似業務の会社実績及び管理技術者又は担当技術者の業務実績など
④ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none">・課税は消費税率10%とする。
⑤ 参考資料	<ul style="list-style-type: none">・会社概要・その他有益可能性のある自由意見の資料など
<ul style="list-style-type: none">・③④⑤書式は任意とする。・文字の大きさは、原則10.5ポイント以上とする。・提出部数は、7部とする。	

(2) 提出期限 上記午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

10. 審査

(1) プレゼンテーション実施予定日 上記

(2) プレゼンテーションの実施について

- ① 書面プレゼンテーションにより、審査項目ごとの評価点数の合計点数により行う。
- ② 評価者による確認時間は、15分以内とする。なお、確認後は、各提案者に対して質疑応答の時間を設ける。
- ③ 質疑応答はオンライン形式によるため、提案者の来町は不要とする。
- ④ 審査の結果、評価点数が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ⑤ 選定結果は、プレゼンテーション参加者全てに通知する。
- ⑥ 選定に関する異議等は受け付けない。
- ⑦ 詳細な日程、実施方法等については、後日参加者へ通知する。

11. 評価基準

評価は企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目	評価事項
(1)業務実施能力	類似業務の実績、業務の実施体制について評価する
(2)制作能力	提出された制作物について評価する
(3)ヒアリング事項	提出物及び質疑応答を通じて、豊富な知見や知恵を感じ、安平町に有益なパートナーであるか評価する

12. 留意事項

(1) 経費負担

提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 契約

審査の結果、受託候補者として選定した者と、委託内容、委託金額、契約条件等について協議した上で、予算の範囲内で契約を締結する。

(3) 秘密の保持

企画提案書については、本要領に基づく受託候補者の選定以外の目的に使用することはないが、審査の公平性を期するため公開する場合がある。

13. 提出・連絡先

- (1) 提出先 〒059-1595北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町役場(総合庁舎)総務課情報グループ(担当：塩月、小林)
- (2) 電話 0145-22-2511 (代表)
- (3) 電子メール kouhou@town.abira.lg.jp (質問事項のみ電子メール対応)

様式第1号

令和 年 月 日

安平町長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

④

提出意思確認書

地方創生推進シティプロモーション事業運用業務委託プロポーザルへの参加を申し込みます。

連絡担当者

氏 名

電 話

F A X

E-mail

様式第2号

令和 年 月 日

安平町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

④

企 画 提 案 書

地方創生推進シティプロモーション事業運用業務委託プロポーザル実施要領及び同仕様書に基づき、関係資料を添付のうえ、企画提案書を提出します。

連絡担当者

所 属

役 職

氏 名

電 話

F A X

E-mail

提案書

企業概要

企業名	〇〇株式会社
企業概要	<p>〇〇年 創業</p> <p>〇〇年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像撮影、取材拠点 安平町〇〇 ・映像編集、記事執筆拠点 〇〇市〇〇
実績	<p>〇〇年 〇〇町映像作成作成業務</p> <p>〇〇年 〇〇市CM作成作成業務</p> <p>...</p>
その他事項	〇〇年 〇〇受賞

エリア放送番組制作（本業務における想定・保証を記載すること）

業務体制	企画1名、撮影3名、編集2名 以上（重複含む）
企画立案、調整時間	3時間 × 15回 × 12月
取材撮影時間	3時間 × 15回 × 12月
編集時間	3時間 × 15回 × 12月
Youtubeアカウント管理時間	3時間 × 15回 × 12月
取材対応	5営業日前連絡で対応
基本方針	町内向け媒体として、あびらチャンネルを通じ「町を自分ごと化する」町民を増やしシビックプライドの醸成を図る
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・町多媒体への映像の二次活用による、ターゲット層の行動促進 ・ユニバーサルデザイン使用による見やすさ、親しみやすさの向上

町公式SNS等運用（本業務における想定・保証を記載すること）

業務体制	企画1名、取材2名、執筆2名 以上（重複含む）
企画立案、調整時間	フェイスブック・インスタグラム投稿等 3時間 × 8回 × 12月
取材撮影時間	フェイスブック・インスタグラム投稿等 3時間 × 8回 × 12月
記事執筆時間	フェイスブック・インスタグラム投稿等 3時間 × 8回 × 12月
取材対応	3日前連絡で対応
基本方針	町外向け媒体として、フェイスブック・インスタグラム等を通じて認知度向上を目指し、関係人口構築を図る
創意工夫	ターゲット設定を明確とした投稿別の差別化を図る

その他（自由記述）

各種制作物（別途提出）

エリア放送番組制作

作品名	
コンセプト等	

町公式SNS等運用

作品名	
コンセプト等	

以上